

静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領

【改正箇所 新旧対照表】

令和 7 年 4 月

静岡県

改定内容：調査基準価格の算定式等の改定

新旧対照表

改正前	改正後
静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領 (趣旨) 第1条 この要領は、静岡県が発注する測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設関連業務」という。）の委託契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき」に係る調査に関して、必要な事項を定める。 (対象業務) 第2条 本要領は、予定価格が5百万円以上の建設関連業務及び総合評価落札方式の適用を受ける建設関連業務を対象とする。ただし、予定価格が5百万円未満の建設関連業務であっても発注機関の長が特に必要と認める場合は、対象とすることができる。 2 調査基準価格を下回った入札を行った者を調査の対象者（以下「調査対象者」という。）とする。 (調査基準価格) 第3条 競争入札により契約（以下「業務委託契約」という。）を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる入札比較価格に対する価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。 2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった設計書仕様書等に基づき算定するものとし、次の（1）から（6）に示す業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎となった経費の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.1を乗じた額（測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5、建築関係の建設コンサルタント業務にあっては10分の8（削除））とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）とする。 (1) 測量業務 ① 直接測量費の額 ② 測量調査費の額 ③ 諸経費の額に10分の5.0を乗じて得た額 (2) 土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図1） ① 直接人件費の額 ② 直接経費の額 ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に10分の5.0を乗じて得た額	静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領 (趣旨) 第1条 この要領は、静岡県が発注する測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設関連業務」という。）の委託契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき」に係る調査に関して、必要な事項を定める。 (対象業務) 第2条 本要領は、予定価格が5百万円以上の建設関連業務及び総合評価落札方式の適用を受ける建設関連業務を対象とする。ただし、予定価格が5百万円未満の建設関連業務であっても発注機関の長が特に必要と認める場合は、対象とすることができる。 2 調査基準価格を下回った入札を行った者を調査の対象者（以下「調査対象者」という。）とする。 (調査基準価格) 第3条 競争入札により契約（以下「業務委託契約」という。）を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる入札比較価格に対する価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。 2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった設計書仕様書等に基づき算定するものとし、次の（1）から（6）に示す業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎となった経費の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.1を乗じた額（測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）とする。 (1) 測量業務 ① 直接測量費の額 ② 測量調査費の額 ③ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額 (2) 土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図1） ① 直接人件費の額 ② 直接経費の額 ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

新旧対照表

改正前	改正後
(3) 建築関係の建設コンサルタント業務 ① 直接人件費の額 ② 特別経費の額 ③ 技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額 ④ 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額 (4) 地質調査業務 ① 直接調査費の額 ② 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 ③ 解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額 ④ 諸経費の額に 10 分の 5.0 を乗じて得た額 (5) 補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図 1） ① 直接人件費の額 ② 直接経費の額 ③ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に 10 分の 5.0 を乗じて得た額 (6) 電算帳票業務委託は、作業価格計に 10 分の 7 を乗じて得た額 (7) 調査基準価格算出の基礎となった額の合計額は 1 万円単位とし、1 万円未満の端数は切捨てる。 3 特別な業務等で、前項の規定により難しいものについては、前項に定める算定方法に関わらず、契約ごとに 10 分の 8.1（測量業務にあつては 10 分の 8.2、地質調査業務にあつては 10 分の 8.5、建築関係の建設コンサルタント業務にあつては 10 分の 8（削除））から 10 分の 6（地質調査業務にあつては 3 分の 2）の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。 4 前 2 項において定める調査基準価格は、予定価格を記載する書面の下部に「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に 110 分の 100 を乗じて得た金額を「（調査基準価格入札書比較価格 〇〇円）」と記載する。 第 4 条～第 16 条 （略） 附 則 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成 23 年 8 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成 28 年 6 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成 29 年 5 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。	(3) 建築関係の建設コンサルタント業務 ① 直接人件費の額 ② 特別経費の額 ③ 技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額 ④ 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額 (4) 地質調査業務 ① 直接調査費の額 ② 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 ③ 解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額 ④ 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額 (5) 補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図 1） ① 直接人件費の額 ② 直接経費の額 ③ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額 (6) 電算帳票業務委託は、作業価格計に 10 分の 7 を乗じて得た額 (7) 調査基準価格算出の基礎となった額の合計額は 1 万円単位とし、1 万円未満の端数は切捨てる。 3 特別な業務等で、前項の規定により難しいものについては、前項に定める算定方法に関わらず、契約ごとに 10 分の 8.1（測量業務にあつては 10 分の 8.2、地質調査業務にあつては 10 分の 8.5）から 10 分の 6（地質調査業務にあつては 3 分の 2）の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。 4 前 2 項において定める調査基準価格は、予定価格を記載する書面の下部に「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に 110 分の 100 を乗じて得た金額を「（調査基準価格入札書比較価格 〇〇円）」と記載する。 第 4 条～第 16 条 （略） 附 則 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成 23 年 8 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成 28 年 6 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成 29 年 5 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

新旧対照表

改正前	改正後
この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、令和元年 6 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、令和元年 10 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、令和 6 年 10 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 別表 1、別表 2、別図 1 (略)	この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、令和元年 6 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、令和元年 10 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、令和 6 年 10 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 別表 1、別表 2、別図 1 (略)

新旧対照表

改正前	改正後
-----	-----